

△総務局関係

午前 10 時 00 分再開

◆（加納委員） 加納でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員長、まず質問の中でこの2つの資料を使わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私は、横浜市のコンプライアンスを中心にお聞きします。

きょうもNHKのニュース、それから各報道機関が、きのうの給食の件、それから各学校で放射能のことについて、高線量、さまざま出ていますけれども、そういったことについて、そしてまた、山田副市長からさきの委員会での答弁の訂正といったようなことで、本市の中で放射線対策部ですか、このいわゆる対応についてコンプライアンスの観点からいかなものか、こんなようなお話も大変来ております。ある方は、報道が騒ぎ過ぎ、お母さんたちが騒ぎ過ぎと言っていますけれども、本当に私たちの横浜市のコンプライアンスはどうかということ踏まえながら、これから御質問させていただきますけれども、冒頭、大場副市長に今の社会状況の中での横浜市の位置、そしてコンプライアンスの責任者である大場副市長の今の横浜市を取り巻く環境についてお伺いをいたします。

◎（大場副市長） 今いろいろ全体のお話をいただいたと思いますので、放射線対策を含めて、やはり我々は市民の皆さんの期待にきちんとかたえていく、ここがまず大事なところであります。後ほどまたお話に出るかもしれませんが、職員の行動基準等も策定し、これらの徹底も深めながら、とにかく林市長も市民の皆さんの気持ちに寄り添って、できることを順次進めていきたい、こんな思いでございます。

◆（加納委員） それでは、順次聞いてまいります。まず初めに、総務局として市民への信頼回復に向けて、平成22年度、どのような基本方針で取り組んだのか、また、結果はどう評価しているのか、横浜市のコンプライアンスについて局長にお伺いをいたします。

◎（鈴木総務局長） よろしく申し上げます。

22年度は、業務リスクに敏感な組織づくりと再発防止への協力支援に取り組むことを基本指針とし、総務局の運営方針にこれを掲げました。その具体的な取り組みでございますが、コンプライアンス意識の一層の浸透に向けた研修の実施、内部監察の拡大等による業務点検と再発防止対策を進めてまいりました。特に経理事務に関して、預け金ですとか、委託工事の進捗管理をめぐって案件が生じたことを踏まえまして、再発防止策の一環として、納品書の取り扱い、あるいは発注期限の設定など、経理ルールの見直しを図るとともに、点検強化に向けた体制づくりにも取り組みました。現在のところ、直ちに具体的な成果をお示しできるといった段階ではございませんが、今後に向け、対策が着実に進められたのではないかと考えております。

◆（加納委員） それでは、平成23年度についても基本方針をお聞かせください。

◎（鈴木総務局長） 23年度につきましては、市民から信頼される市役所運営という大項目を立てまして、その中で位置づけております総務局運営方針の中で、コンプライアンスをより重視する意識や風土を醸成していくこと、各職場で業務に即してコンプライアンスを考え行動していくこと、さらに、区局のコンプライアンス所管部署と総務局のコンプライアンス推進室との連携を強化していくこと、この3点を重点に据えまして、市政運営の基本である共感と信頼の視点に立った取り組みを進めてまいります。

◆（加納委員） さらに、平成 22 年度に職員行動基準の実践を各職場で検証しておりますが、改めて横浜市職員行動基準 5 項目を教えてください。

◎（鈴木総務局長） 見ながら言うと恥ずかしいと思ひまして。

〔加納委員「いいですよ、しっかり見て言ってください、ちゃんと言ってほしいのです」と呼ぶ〕

◎（鈴木総務局長） そうですか。正確に申します。

1 つは、私たちは、市民・社会の要請を実現するため行動します。1 つは、私たちは、市民・社会の要請を実現するため行動します。2 つ目、私たちは、市民から信頼されるよう誠実・公正に行動します。3 つ目、私たちは、市民の安全・安心を第一に行動します。4 つ目、私たちは、人権と環境に配慮し、行動します。5 つ目、私たちは、互いに力を合わせ、生き生きと働ける職場をつくりますとなっております。

◆（加納委員） 局長、今の放射能も含めて、22 年度のさまざまなコンプライアンスの結果、いわゆる事件や不祥事の結果について、今の行動計画とあわせてどのように感じておりますか。

◎（鈴木総務局長） なかなか厳しい御質問ですけれども、個々にこの行動基準に照らして果たしてどうだったのかという評価については、厳しい評価を受けなければいけない面も私たちはあるかと思いますが、全体としてはこの 5 つの行動基準に基づいて私たちは行動しようという努力を不断にしていこうということについては、やってきて、努力はしているのではないかと考えております。その結果、十分うまくいっていない点については、やはり厳しい御指摘も受けながら改善に努めるというのが我々の責務であると思ひます。

◆（加納委員） それでは、順次聞いてまいります。総務局では、IT 関係の単独随意契約が多い。中には 10 年以上同じ業者と単年度随意契約を結んでいます。なぜなのか。公平性や透明性が確保できるのか、お伺いをいたします。

◎（鈴木総務局長） IT 関係につきまして、システム開発ですとか機器の調達を新たに実施する場合には当然競争入札によって調達をしておりますが、調達後、さらにその翌年度以降、保守や管理について、当該システムの詳細な内容や機器の構造を熟知している業者以外では実施が困難という案件が多いために、調達時の納入業者との随意契約が多くなっているということでございます。単独随契とする場合は、契約理由が横浜市契約規則の規定に該当するかを入札参加資格審査・指名業者選定委員会に諮りまして、手続の公平性や透明性を担保しているつもりでございます。

◆（加納委員） 最終的にはどこで審査をしているのですか。もう一度確認をしたいのですけれども。

◎（鈴木総務局長） 契約そのもの、どこの業者と契約しているかということについては、基本的には財政局の契約部のほうで契約する案件もあるわけですけれども、私どもの局内では、入札参加資格審査・指名業者選定委員会というものを設けて、この委員会で幾つかの業者の中から選ぶ。こういう業者が入札資格があるということを選定しております。ただ、今、委員が御指摘になった随契の委託契約については、随契をするというふうに決めてしまえば業者が自動的に決まる仕組みにはなっていますので、その随契理由を審査するのは、今私が言った入札参加資格審査・指名業者選定委員会でございます。

◆（加納委員） 今の入札参加資格審査・指名業者選定委員会ということなのですけれども、申請する側も、そして今言った審議する側も、同じ局内のメンバーなのです。いわゆる身内審議ではないかと言われても仕方がないのかなど。そこで、コンプライアンスの観点から見直すべきと考えますが、いかがでしょうか。（「外部有識者がいいのではないか」と呼ぶ者あり）

◎（鈴木総務局長） 守秘義務のある職員以外の第三者を入札の関係の参加資格審査等に加えることについて

は、発注前に契約情報が民間に流れることとなりますので、ちょっと難しいのではないかと考えております。総務局の業者選定委員会では、各委員の属する部署の案件については、その委員は発言はしても議決権はないという形で運営しておりまして、委員御指摘のとおり、公平性や透明性の確保に十分な配慮が必要だと考えておりますので、今後とも、特に単独随契の案件については厳しく審議をする必要があると考えておりますが、現在そういう形で工夫はさせていただいているつもりでございます。

◆（加納委員） 放射能原発で、いわゆる原発を推進する側とチェックする側とが一緒ではないかというようなささまざまな御批判がありましたけれども、今のお話ですと、なかなかコンプライアンス上よく理解できない。そこで、契約事務を所管する財政局担当でもある副市長にもお伺いしておきます。

◎（大場副市長） 今、局長から随意契約の事例等のお話も申し上げましたが、随意契約の公平性、透明性の確保については細心の注意を払って取り組んでいく必要があると思います。今後とも、横浜市の契約規則等に基づいて適切な契約事務の遂行に努めていきたいと考えております。

◆（加納委員） それでは、透明性をしっかり担保していただきたい。また、それをしっかり見守ってまいりたいと思います。

次に、職員と私たち議員との打ち合わせに、職員の方が議員の発言内容をメモしておりますが、そのメモはどのような性格のものか、お伺いいたします。

◎（鈴木総務局長） 議員の発言内容を記録したメモでございますが、文書という観点からは、行政文書に該当する場合とそうでない場合と両方ございます。本市での行政文書の定義は、横浜市行政文書管理規則で定めておりまして、局区の職員が職務上作成し、または取得したものであることが一つの要素でございます。それからもう一つは、当該局区の職員が組織的に用いるものであること。この2つを満たしていることが必要になります。このため、メモそのものによって発言内容を共有する場合などは、メモそのものが行政文書に該当すると考えられますけれども、一般的には、このメモをもとにさらにまた違うものを作成して、その違う文書によって情報共有するケースが多いかと思われれます。その場合には、この違う、作成した文書のほうが改めて行政文書になりますが、メモそのものは行政文書には該当しなくなるという形でございます。

◆（加納委員） そのメモが組織内で共有された場合、行政文書。このことについて、職員のほとんどが実は理解をしていません。また、議員側も、議会側も理解が不十分なまま今日に至っておりますけれども、行政文書の法的な取り扱いをお伺いいたします。

◎（鈴木総務局長） 行政文書の法的な取り扱いということでございますが、先ほど申し上げました横浜市行政文書管理規則におきまして、取得、作成から保存、廃棄までの一連の文書事務について定めておりますが、例えば行政文書は保存期間ごとに分類して保存する。保存期間を経過したもののうち、事務遂行上必要があるものを除きまして、すべて廃棄することなどを求めています。

単に発言内容等の共有を目的とするような行政文書につきましても、通常は庶務に関する軽易な行政文書という位置づけになりまして、1年未満の保存期間に該当するとして、事務処理上必要がなくなった時点で廃棄をするという形でございます。また、共有する情報の重要度によっては他の保存期間とすることもあり得ますので、その場合にはもう少し保存が長くなるという形でございます。

なお、保存中の行政文書につきましても、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求の対象となります。

◆（加納委員） ともすると、私どもが言ったことが、そのメモがひとり歩きして、我々議員の言質となってしまう可能性があるのではないかと思います。コンプライアンスの観点から改善を図るべきと考えますが、今

後の対応について副市長に伺います。

◎（大場副市長） 私は、大事なことは、議会の委員皆様方と私ども職員との信頼関係をきちんと確立することだと思います。いろいろな意味でいろいろな機会にメモをとらせていただいていることは事実だと思いますけれども、そのやりとりを記載した文書については、各所管において、状況に応じて適切に取り扱われていくものと考えております。

例えば組織内で情報共有する前に、あらかじめ議員の皆様方に内容について確認をするということも、個別に御依頼があればまた対応していくべきケースかと考えております。

◆（加納委員） きょうは問題提起だけしておきます。

次に、平成 22 年、青葉区で起きた育児支援放置対応で、区福祉保健センター長である医師の姿勢が厳しく批判されました。再発予防の検証が終わらない中で、この責任者のセンター長がこども青少年局の保健医務官として人事異動してしまった。責任者であり、自分の部署で起こした不適切な事象を、今度はこども青少年局の唯一の医師として批評する立場に回っています。この人事はコンプライアンス上不適切な人事異動ではないかと考えますが、副市長の御見解を伺います。

◎（大場副市長） 何点か御指摘のポイントはあると思います。少し長くなりますけれども、まずは、当該区に留任をさせなかったことについてですが、養育支援の必要であった今回のケースについては、事件性がないことと、当該区での対応との因果関係も見られていない、継続的な支援の必要性もないと考えられたということで、関係責任職を留任させる必要はなかったものと考えております。

それから、もう一つは異動先がこども青少年局になったという点だろうと思いますが、青葉区では、人事異動前に本件に関する報告書を作成しておりまして、報告を受けた後の対応についても、所管であるこども青少年局長の指示のもとで対応が行われていたと考えております。このため、報告書の作成者が報告先のこども青少年局に異動したということについても、報告書の内容であるとか、その報告を受けた後の対応が変わるものではないと考えております。

再発防止の点もあわせて触れさせていただきますけれども、再発防止についても、青葉区が取りまとめた報告書の中で組織的な情報の共有などを進める必要があるとされておりまして、これについては区長がリーダーシップを発揮して、新しい責任職のもとで対応しているものと考えております。

◆（加納委員） その事例で今後何かの確認をする場合には、この報告書をある意味では実質的に書いた医師が局でもってそれをさまざま評価しながら指示するのです。こういったことがコンプライアンス上正当化されるなどということは、ちょっと信じられない。

次に、区の福祉保健センターは、管理者を置き、診療所機能を有していますが、平成 22 年度は、磯子、栄、泉と 3 区に常勤医師不在のため隣接区の医師が管理者として兼務。人事上、健康福祉局と人事組織課で決定して法的に問題ないとしておりますが、しかし、管理者の監督義務を規定する医療法第 15 条に違反している状況が散見されます。医療法第 15 条の規定について、また、医療法に基づき他の医療機関の監視を行う責務を担う健康福祉局と、コンプライアンスを推進する総務局を担当する大場副市長に御見解を伺います。

◎（大場副市長） 本市の区の福祉保健センターについては、医療法上の診療所ということでの位置づけから、医療法第 10 条によって管理者として医師の配置が義務づけられております。しかし、全国的に見て、行政医師に限らず、病院などの臨床を含め、医師の確保がなかなか困難な状況ということで、医療法第 12 条第 2 項の規定がありまして、一定の許可を得た場合には 2 つ以上の診療所の管理者になることができるという例外規定がございます。これに基づいて本市全体の医師の配置の中で、一部の福祉保健センターの医師について兼務とい

う事例がございます。

こうした兼務の対応については好ましい状況であるとは考えておりませんので、今後、関係局とも調整をしつつ、医師の採用、確保を進めて、各区に専任の医師が配置できるように努めていきたいと考えております。

◆（加納委員） 医療法第 15 条を読んでください。読んだ上で確認してください。

◎（大場副市長） 先ほどお話ししたとおり、医療法の第 15 条は「病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならない。」、それで、先ほどお話ししたとおり第 12 条第 2 項にも例外規定があり、私どもは今はその段階で対応させていただいているということです。

◆（加納委員） その例外規定は、兼務はいいですよと言っているのです。だから、第 15 条は、兼務している以上、必ず今の読んだことを遵守しなさいと言っています。1 人が 2 カ所行ったら遵守できないでしょう。どうぞ。

◎（大場副市長） ですから、先ほどお話ししたとおり、医師の確保等を進めて、なるべくこのような状態を速やかに解消していくように努力をしていきたいと思っております。

◆（加納委員） だから、第 15 条に違反する状況が散見されるでしょうと確認をしたいのです。いかがですか。

◎（大場副市長） ですから、なるべく早く医師の確保を進めて、この第 15 条が達成できるように努めてまいります。

◆（加納委員） 第 15 条に違反しているということによろしいのですか。

◎（大場副市長） ダブルな答えをいたしますけれども、例えば健診などが重なって、管理者としての医師が不在となる場合であっても、類似業務に熟知したほかの行政医師の応援を得たり、管理者に電話等で速やかに連絡がとれるような対応も現実しております。医療法の趣旨を踏まえた適切な管理ができるようにさらに努めていきたいと考えております。

◆（加納委員） 第 15 条からすると、それはだめなのです。しかも、健康福祉局は、医療監視をしているときに、このことについてしっかりと指示をして、医療業務上おかしいと指摘しているのですから、今の話と現場とは違いますよ。もう一回お願いします。

◎（大場副市長） 重ねてということになりますけれども、兼務による対応を決して好ましいとは考えておりません。医師の採用確保の取り組みを進めて、各区に専任の医師の配置をできるように努めていきたいと考えております。

◆（加納委員） それでは、次にまいります。労働安全衛生法とコンプライアンスについてお伺いいたします。

労働安全衛生法に記載されている産業医の職務についてお伺いいたします。

◎（鈴木総務局長） 労働安全衛生法第 13 条第 1 項に、産業医は労働者の健康管理を行うとされておりまして、それを受けた労働安全衛生規則に示されている職務としては、第 1 に、健康診断、面接指導等の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置、作業環境の維持管理、作業の管理等労働者の健康管理に関すること、そして第 2 に、健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること、そして第 3 に、労働衛生教育に関すること、第 4 に、労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関することとされています。また、産業医は、少なくとも毎月 1 回、作業場等を巡視するとあります。

◆（加納委員） その中に、産業医は少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法または衛生状態に有害なおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとありますが、本市の産業医の勤務状況を具体的にお示してください。

◎（鈴木総務局長） 本市の産業医は4名いまして、週4回勤務が1名、週2回勤務が2名、週1回の勤務が1名という形で、月から金まで産業医が勤務できる体制を整えてございます。

◆（加納委員） この、少なくとも毎月1回作業場を巡視しというのはできているのでしょうか。

◎（鈴木総務局長） 労働基準監督署に選任した産業医の届け出を行っている事業場というものがございます。これは本市の場合は28ございます。その事業場については月に1回の巡視を行えるように努力をしております。その他の事業場において実際には対応が非常に難しい状況になってございます。今後とも、法令を遵守した形で実施できるよう強化に努めていきたいと思っております。

◆（加納委員） 労働安全衛生法に書いてあるとおりできていないということの確認でよろしいですか。

◎（鈴木総務局長） そのとおりでございます。

◆（加納委員） 私はコンプライアンスのことをテーマにしておりますので、どうかひとつしっかりと答弁をお願い申し上げます。

では次に、市民通報によって港北区のマイクロスポットが確認された後の本市の放射線対策について、労働安全衛生法の視点とコンプライアンスの観点から、放射線対策部長でもある大場副市長に伺ってまいります。

まず初めに、電離放射線障害防止規則では、セシウム濃度が幾つを超えると放射性物質としているのか、お伺いをいたします。

◎（大場副市長） 電離放射線障害防止規則の適用対象となります放射性セシウムの濃度については、1万ベクレル・パー・キログラムと認識してございます。

◆（加納委員） 次に、放射性物質を発見した場合、職員等の健康被害防止の観点から、放射線障害防止法に基づく行動を本市はされているのかどうか、副市長にお伺いいたします。

◎（大場副市長） 放射線障害防止法については、ちょっと長くなって申しわけないのですが、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取り扱い、放射線の発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染されたものの廃棄その他の取り扱いを規制するというものでございまして、環境中に放出された放射性物質やその除去等について適用されるものではないと考えております。

除去作業に当たっては、国が8月26日に、福島県、それから各自治体あてに通知いたしまして市町村による除染実施ガイドラインに基づいて、マスク、手袋等の着用や作業後のうがい、手洗い等を行うこととしてございます。

◆（加納委員） それでは副市長、本市では、そのようにされているということの認識でよろしいですか。

◎（大場副市長） そのように市町村のガイドラインに沿った対応をさせていただいております。

◆（加納委員） では、これを提示させていただきます。（資料を提示）これは、4万何がしベクレルのときの港北区の土木事務所の洗浄、いわゆる除去の写真です。マスクをしていません。（「無防備だ」と呼ぶ者あり）靴も、はいているけれども、長靴ではない。手袋をしているかどうか。これを見ていただいて、もう一度確認します。

◎（大場副市長） 今の写真を拝見した中で、もちろんできていない。マスク等、市町村のガイドラインについて達成できていない職員も散見はされます。今後、これについては徹底をしていきたいと考えております。

◆（加納委員） それはだめなのです。しっかりやらないと。局長の御見解も伺います。

◎（鈴木総務局長） 総務局の立場としても、職員の健康を預かるという立場から、そういう状況を徹底していきたいと思っております。

◆（加納委員） しっかりとやっていただきたい。コンプライアンスですから、皆さん方が責任者なのですから、法令遵守なのですから、それは皆さん方がしっかりさせなければだめなのです。

次に、市民の方が8月25日、港北区役所に行って、セシウムの合計6万3434ベクレル・パー・キログラムを検出されたことを港北区や横浜市に報告しています。9月2日には市役所に呼ばれ、保健所長を初め放射線対策部のメンバーにセシウム検出の説明とストロンチウム検出の可能性を示唆しています。御本人から市の責任者にも情報を伝えて、具体的な調査、対応の要望をしているところですが、そこで、コンプライアンスの観点から、その約束どおり副市長に報告が上がっていたのかどうか、お伺いいたします。

◎（大場副市長） 市民の方からは、セシウムが高い値で検出されたという情報提供をいただきました。その際、ストロンチウムについても可能性を示唆されるという段階でありまして、具体的な検査結果は示されなかったと聞いております。したがって、その時点では報告は受けてございません。

◆（加納委員） 実は、この方は9月2日に市役所へ行ってセシウムのことを話し、ストロンチウムのことも話したのだけれども、保健所長を初め、そこにいらっしゃった対策部のメンバーから、そんなことないだろうと一蹴されたのです。全く聞く気がないし、そのことを話し続けても全く握りつぶされる、そんな感じがあったので、今、副市長が言ったように、結果も含めてわかってはいたらしいですけれども、言わなかった。そういったような現状です。

その後、実は、私を含めて私どもの同僚に、幾ら役所に伝えても取り上げてくれない。信じてくれない。一蹴されてしまう。こういうような話で、何とか議会がお伝えいただけないかということで、私どもに話を聞かせていただいて、そして対策本部のほうに伝えました。強く要望しましたら、その結果、9月12日にやっと当局は相談者のところに行って、採取をしたわけです。

13日には、セシウム合計6万3434ベクレル・パー・キログラムが検出された同じマンションの屋上で採取した別の堆積物を対策本部のメンバーに郵送して渡している。こちらのほうがベクレルが大きいです、ストロンチウムも出る可能性が大きいですというところまで言っている。しかし、そのことが局長や副市長に伝わっているかどうか、これは心配なので、実は13日に、局長、副市長との面会を要求している。しかし、全く無視されてしまった。そこで、9月15日に対策本部事務局にメールで、ストロンチウム195ベクレル・パー・キログラムが検出したことをしっかりそこで伝えたのです。話してもしょうがないからメールで。

そこで、さきの10月11日、健康福祉局で初めてストロンチウムが横浜市で発見されました。1カ月も過ぎている。その間、一生懸命市民が言った。情報も提供した。しかし、何もしてこない。そして、たまたま委員会での質問で、ストロンチウムが出ました、検査しています。このことについて、コンプライアンスの観点から、大場副市長に伺います。

◎（大場副市長） 当該の職員たちも、この間、いろいろ対応してきたところではありますが、せっかく情報提供いただいた市民の皆さんの意向を踏まえて速やかな対応が、今思えば、とればよかった部分は当然あると思いますが、ある意味で初めて、俗に言う、いわゆるマイクロスポットでの対応でありましたから、率直に言えば、いろいろ試行錯誤の部分はあったと思います。今後についてもしっかりとスピード感を持って対応して

いくように、ぜひ取り組んでいきたいと思ひます。

◆（加納委員） 次に、9月17日の午後、マイクロスポットの記者会見をしています、健康安全課担当課長は、マンション屋上での堆積物の検査結果、これは実はセシウムが10万560ベクレル・パー・キログラムと分析結果でわかっている。同日の記者会見では、その値を公表しなかったのです。わかっていながら、なぜ公表しなかったのか、副市長にお伺ひいたします。

◎（大場副市長） セシウムの放射性濃度の測定は、近隣で高い値の放射能が測定される場所があるという具体的な測定値に基づく市民の方からの情報提供がありましたので、市としてもその事実を確認するために行ったものであります。当該の検体については、民間マンションの屋上から採取をされたという堆積物でありました。そういう意味で、マンションの管理組合等の意思の確認をしなければいけない。その確認がとれませんでしたので、市としては発表はいたしませんでした。なお、情報をいただいた市民の方には、記者会見を行う前に測定結果とあわせて市からは公表しないということもお伝えはしてございます。

◆（加納委員） そうしたら、民間の屋上であれば公表しないのですか。病院だって、屋上、いろいろあるでしょう。大型スーパーだって。この後、実は、本人は、大型スーパーで6万何がしが出ていますよということも、放射線対策部に伝えているのです。本人は憤慨しています。何で発表しないのだ、発表してほしいということを言っておるわけです。それなのに発表しない。明らかにコンプライアンス上おかしいです。市民に沿っていない。

次に、9月18日、19日に行われた市立保育園での堆積物の清掃は、高濃度のセシウムとストロンチウムの存在を想定しての除去でしたが、職員の健康を守る職員健康課の業務として作業前の対応について局長に伺ひます。

◎（鈴木総務局長） このたびの震災に伴う放射線対策に関して、横浜市としては全庁的な放射線対応を行う放射線対策部を設置しましたので、その体制でさまざまな情報を収集し、市内の安全性についての判断や必要な対応を行ってきております。今、委員のおっしゃった、緊急対応として行った公立保育園の清掃作業に関しましても、対策部のほうで安全性を判断し、こども青少年局が現場に必要な指示を行った上で実施したと理解してございまして、職員健康課のほうで直接関与はいたしてございません。

◆（加納委員） 次に、先ほどの件もストロンチウムの件ですけれども、労働安全衛生法に、産業医は、作業方法または衛生状態に有害なおそれがあるときに直ちに労働者の健康障害の防止をするために必要な措置を講じなければならないと書いてあります。今回のいわゆる幼稚園、保育園の除去作業は条文に該当すると考えられますが、現在の認識と今後の対応について伺ひます。

◎（鈴木総務局長） 先ほど申しましたように、放射線対策部をあえて設置して、さまざまな情報を収集して、安全性についての判断や必要な対応を行っていく状況ですので、緊急的、一時的な対応として行った今回の清掃作業に関しても、放射線対策部のほうで第一義的に安全性を判断するということが必要な対応を行っていると認識してございます。しかし、今後、仮に高濃度放射線堆積物を専ら除去する業務が職員の業務として生じるような場合については、従事する職員の健康管理を放射線対策部と連携して行ってまいりたいと考えております。

なお、清掃作業時の参考とするための、先ほど副市長から申し上げました市町村による除染実施ガイドラインと、周辺より放射線量等が高い場合についてが参照できるように、YCANにそうしたものは掲げてございまして、区局の衛生管理者に対して周知をしているところでございます。

◆（加納委員） 先ほどもお話をしましたけれども、会見でも発表しているように、4万ベクレル以上の高濃



度を示した港北区のマイクロスポットの撤去に際し、いわゆる電離則、そしてまた放射線障害防止法を遵守したのか、職員の安全対策の観点から、もう一度副市長にお伺いをします。この写真の件も認識していただきながら、どうぞ。

◎（大場副市長） 放射線障害防止法については、管理区域の放射線業務従事者を対象としております。管理区域とされていない場所での作業は対象としてございません。また、いわゆる電離則では、医療機関や放射性物質取り扱い事業者を対象としているものでございます。繰り返しになりますけれども、除去作業に当たっては、国が示した市町村による除染実施ガイドラインに基づいて、マスク、手袋等の着用、あるいは作業後のうがい等を今後ともきちんと徹底していきたい。一部徹底できていなかった点については、今後また関係局を通じて取り組みを強めていきたいと思っております。

◆（加納委員） セシウム 10 万 5600 ベクレル・パー・キログラムは公表を実はしなかったのですね、先ほどのように。それから、ストロンチウム検出後の対応も実は遅かったのです。そして、土壌検査も行わなかった。また、本市職員の健康被害リスクの軽減も、今おっしゃったように、十分と思えるような状況ではなかった。こういったことから、本市の放射線対策部長及び統括コンプライアンス責任者として、市民から信頼を本当に今失っていると思っております。この放射線対策を踏まえ、御自身のコンプライアンスに対する姿勢と今後の方針について副市長に改めてお伺いいたします。

◎（大場副市長） この間も議会の皆さんあるいは市民の皆さんからもいろいろな御意見をいただいております。我々もできること一步一步やっていかなければいけない。特に行動基準に沿って、市民の皆さんの期待にこたえていかなければいけない。ここは基本線だろうと思っております。ぜひ、市民の皆さんからもいろいろなお声をいただきますから、この不安の声を少しでも解消できるように、また、あわせて職員の健康管理という部分も我々は念頭に置きながら、取り組みをしていきたいと思っております。ぜひ、市民の皆さんあるいは社会の要請にこたえるというコンプライアンスの視点から、我々もより一層の取り組みを進めていきたいと思っております。

◆（加納委員） コンプライアンスの徹底について、23 年 9 月 15 日に大場副市長が、いわゆる共感と信頼の市政運営—先ほどありました。そして、とりわけ管理監督立場にある者はしっかりやれというのがありました。そして、そういったことが指摘し得ない職場風土を何とかしなければいけないということも実はここに書かれています。新聞では、先ほどの港北区在住の方は、ストロンチウムについては早い段階から言っているのになかなか聞いてくれない。それから、いわゆる横浜の子どもたちを放射能から守る会のお母さんたちを中心として、いわゆる市民の皆さん方からも、幾ら言っても取り上げてくれない。隠ぺい体質ではないか。こういうようなことまで、ある市民の方たちから言われている。このことについて、本当にしっかりと、コンプライアンスの責任者である大場副市長は腹を決めて進めていただけると思いますが、もう一度御決意をお聞かせください。

◎（大場副市長） 9 月に出した通知については、最近、残念ながら不祥事が続いたということで、これを出させていただきました。どうしても時々残念ながら出てしまいますけれども、我々とはとにかく職場風土、物が言える風土をやはりきちんとつくっていった上で、市民の皆さんの期待に迅速にこたえていく、ここをもう一度きちんと徹底していきたいと考えております。

◆（加納委員） それでは、受動喫煙対策についてお伺いします。

受動喫煙による健康被害について、具体的に伺ってまいります。主流煙と副流煙があります。健康被害の違いと、たばこの煙に含まれる有害物質について伺います。

◎（鈴木総務局長） たばこの煙には、ニコチンや一酸化炭素などさまざまな有害化学物質が含まれておりまして、さまざまながんや慢性閉塞性疾患のリスクを高めていると確認されております。たばこの煙には、本人

が吸う主流煙と、今おっしゃったたばこの先から立ち上る副流煙とがあります。煙には多くの有害物質が含まれていますが、その量は主流煙よりも副流煙のほうに数倍から数十倍も多いということがわかってございます。この副流煙を自分の意思とは無関係に吸い込んでしまうことを受動喫煙と呼んでいるわけですが、受動喫煙による健康被害として、特に肺がんのリスクを高めると言われています。

◆（加納委員） 受動喫煙による呼吸器疾患への影響とがん発症リスクについて伺います。

◎（鈴木総務局長） 受動喫煙は、ぜんそくを発症させる大きな要因でございまして、症状を悪化させ、発作を誘発すると言われております。または、慢性的な影響として、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇を示す疫学調査がありまして、IARCという国際がん研究機関によりますと、証拠の強さによる発がん性分類において、たばこをグループ1、第1グループというか、証拠の強さが一番強いという分類にしております。

◆（加納委員） 次に、受動喫煙による妊産婦、小児、青少年への影響について伺います。

◎（鈴木総務局長） たばこは、妊娠中の流産、早産等の危険性が高まるなど、妊娠、分娩の危険性を高めると言われております。また、受動喫煙により非喫煙妊婦であっても低出生体重児が生まれやすくなるとも言われております。

受動喫煙による小児への影響ですが、乳幼児突然死症候群、あるいは子供の呼吸器感染症やぜんそく発作の誘発など、呼吸器疾患の原因となります。特に親の喫煙によって子供のせき、たんなどの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶと言われております。

また、青少年ですが、若いころの喫煙は大人よりも影響を受けやすく、たばこを吸い始める年齢が早ければ早いほど喫煙が習慣となりやすく、健康への影響も大きいと言われております。未成年で喫煙を開始すると、肺がんの死亡率が非喫煙者に比べて5.7倍になるという統計データがあります。

◆（加納委員） 実は、今回、健康福祉局と教育委員会でこういうものをつくりましたね。青少年に向けてのです。（資料を提示）ここには、たばこは麻薬とか何かの誘導をされるのだ、絶対だめなのだというようなことが発信されています。そこで、本市の受動喫煙防止対策についてどのような通知が出され、どのように取り組んできたのか、具体的にお伺いいたします。

◎（鈴木総務局長） 平成15年5月の健康増進法の施行に伴いまして、市庁舎内でも各局が設置した喫煙所等を除いて禁煙とするという通知が出されております。17年12月2日に本市施設の受動喫煙防止対策の推進についてという副市長依命通達がありまして、原則、敷地内または屋内禁煙とするが、当面、施設の状況により、基準分煙を選択できると通知されました。市庁舎においても、受動喫煙防止対策を検討した結果、基準分煙を選択することとし、各局が設置した喫煙所にかわって、そういうものは全部一たん廃止しまして、22年4月に改めて行政棟4階、6階及び市会棟2階に職員用、1階市会棟側出入り口横に市民用の喫煙室を設け、あるいは10月に市会棟1階に職員用の喫煙室を整備するという対応をしてきました。

◆（加納委員） 局長、世界たばこ規制枠組み条約というものがどういうものなのか、確認してください。

◎（鈴木総務局長） 世界たばこ規制枠組み条約の目的は、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、経済に及ぼす破壊的な影響から、現在及び将来の世代を保護するため、各国が国内外で実施すべき規制の枠組みを提供するというところでございます。これを日本政府が16年6月に批准し、17年2月に発効したということでございます。

内容です。第8条において、たばこの煙にさらされることからの保護という条項がございまして、条約の発効後5年以内の平成22年2月までに日本政府は条約に沿って国内のたばこに関する法整備を進めていく必要

があると決めております。

◆（加納委員） 22年までにすべて全面禁煙しなければだめだと言っているのです。

次に、受動喫煙防止対策に対する世界の取り組みと日本の取り組みについてお伺いします。

◎（鈴木総務局長） 国際的には、平成17年2月に、たばこの消費及び受動喫煙が、健康、社会、環境及び経済に及ぼす影響から、現在及び将来の世代を保護することを目的として、先ほど申しましたたばこの規制枠組み条約が発効されました。これを受けまして、欧州や米国等を初め各国で屋内の公共空間や職場などにおける受動喫煙を防止するため、法律等による規制が行われ始めました。

日本では、平成12年に策定された健康日本21におきまして、たばこに関する目標の一つとして、公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及を掲げ、取り組んでいるほか、平成15年から施行されている健康増進法第25条に基づき取り組みを推進しているところでございます。

こういう背景のもとに、21年3月には受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会の報告書が、22年5月には職場における受動喫煙防止対策に関する検討会の報告書がまとめられております。

◆（加納委員） それでは、本市における喫煙者と非喫煙者の比率について伺います。

◎（鈴木総務局長） 22年度に健康診断を受診した2万4490人のうち、20.4%に当たる4999人が喫煙習慣があるという回答をしております。

◆（加納委員） 次に、平成22年9月6日と23年7月26日の市庁舎内の喫煙室測定調査結果をお聞かせください。また、それは国基準が、私の調べでは、守られておりませんが、どのように考えておられるのか、お伺いします。

◎（鈴木総務局長） 平成22年9月6日の調査では、当局が整備した4カ所の喫煙室のうち、風速が基準以下の場所が3カ所、喫煙室内の粉じん濃度の基準超過の場所が1カ所ございました。また、翌年ーこととして、7月26日の調査で喫煙室内の粉じん濃度の基準超過の場所が2カ所ございましたので、この結果を受けまして何らかの対応が必要ということを感じまして、粉じん濃度の基準超過対策として喫煙室の定員を削減いたしました。従来、1回に5人ぐらいまでは入れると言ってあったのをやめまして、3人までしか入ってはいかぬというのをその後徹底しました。その結果として9月5日に実施した調査では、当局が整備した喫煙室はすべてこの基準はクリアしております。

◆（加納委員） そうではなくて、国基準が実は守られていないのです。においはとっていないのだから。

それで、次に、勤務中の喫煙は服務規程上問題がないのか、お伺いいたします。

◎（鈴木総務局長） 総務省の見解でこんなことがございます。職務遂行に格別の悪影響を与えない限り、喫煙については職務専念義務には反しないものと考えられるという見解が1度示されております。しかしながら、喫煙による離席の頻度など、個々の状況によっては市民の理解が得られないレベルに達してしまうようなこともありますので、そうしたものは正さなければいけないと考えております。

◆（加納委員） ここに悪影響とあるのですけれども、これについて、再度コンプライアンスとして問題がないのか。においだとか、頻度だとか、それから職務中、サービス中。いかがですか。

◎（鈴木総務局長） 先ほど申しましたが、余りに頻繁な喫煙があるとか、常識的に不適切と考える場合には、私どもも問題だということで指摘をしなければいけないと思っておりますが、節度ある喫煙については現状では許せる範囲という認識をしております。

◆（加納委員） 今後、改正予定の労働安全衛生法についてどのような検討がされているのか、伺います。

◎（鈴木総務局長） 職場における受動喫煙防止対策に関する検討会におきまして、先ほど申しましたが、今後の職場における受動喫煙対策の基本的方向として労働安全衛生法において受動喫煙防止対策を規定することが必要だと。また、防止措置に係る責務のあり方として、事業者の努力義務だけではなくて義務とすべきとの報告書が提出されております。このことを受けて、23年9月――ことしです――に第29回労働政策審議会の24年度労働政策の重点事項案において、職場の全面禁煙または空間分煙等による受動喫煙防止対策の事業者への義務づけなどの法令等の整備について検討がなされております。

◆（加納委員） それでは、最後の質問をします。副市長、本市施設については全面禁煙をしっかりと進めるべきと思いますけれども、どのように考えるのか。そして、私ども市議員、86名中78名はがん撲滅横浜市議員連盟に実は加入してしまっていて、ここにはたばこの愛煙家もいらっしゃいます。きょうの第二委員会は、ほとんどがこのがん撲滅横浜市議員連盟、副会長さんも、大勢いらっしゃいます。そういう中で、がん撲滅を目指すということから何とかしたい、こんな思いで我々は運動もしておるのですけれども、一番の問題はがん撲滅、そしてもう一方、肺がんの問題が大きい。さらにそれは受動喫煙が原因する。こういうことからすると、労働安全衛生法改正もするわけですから、何とかしっかり全面禁煙、本庁を初め本市施設で進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

◎（大場副市長） 9月に新横浜で行われたがん撲滅のリレーイベントにも、たくさんのがん撲滅横浜市議員連盟の皆さんにも参加をいただきました。我々も議会の皆さんと一緒にがん撲滅、そしてまた、受動喫煙防止についても徹底して取り組んでいきたいと考えております。

◆（加納委員） それでは、きょうはコンプライアンスを中心にやりました。どうぞコンプライアンスの責任者である大場副市長がしっかりと腹を決めて、さまざまな形で取り組んでいただきたい。愚痴と文句と言いはやめてもらいたい。どうか進めていただきたいと思います。

以上です。